

審査基準整理票

処 分 名	人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認		
根 拠 法 令 名	土壌汚染対策法		(条項) 第3条第1項 ただし書
基 準 法 令 名	土壌汚染対策法施行規則		(条項) 第16条第2項
所 管 部 署	環境部 環境政策課 公害規制係		
標 準 処 理 期 間	30日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載</p> <p>土壌汚染対策法施行規則第16条第2項各号に規定するいずれかに該当することが事実であると認められる場合に該当することを基準とする。</p> <p>根拠条文等</p> <p>土壌汚染対策法</p> <p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設(次項において単に「特定施設」という。)であって、同条第2項第1号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2～5(略)</p> <p>土壌汚染対策法施行規則</p> <p>(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)</p> <p>第16条 第3条第1項 ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第3による申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地</p> <p>(3) 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類</p> <p>(4) 確認を受けようとする土地の場所</p> <p>(5) 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請に係る同項第4号の土地の場所が次のいずれかに該当することが事実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第3条第1項 ただし書の確認をするものとする。</p>			

- (1) 工場又は事業場(当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。
- (2) 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者(その者が法人である場合にあっては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。
- (3) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項本文に規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。)若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地(鉱業権の消滅後5年以内であるもの又は同法第39条第1項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。)(第25条第4号において「鉱山関係の土地」という。)であること。

3～4(略)